

政策レビュー及び
第 3 期知的財産戦略の基本方針の在り方
について（案）

平成 2 1 年 2 月 4 日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

目次

はじめに.....	3
I. これまで講じてきた知的財産施策に対する評価の概要	5
1. 知的財産の創造.....	5
2. 知的財産の保護.....	9
(1) 知的財産の適切な保護.....	9
(2) 模倣品・海賊版対策の強化.....	15
3. 知的財産の活用.....	19
(1) 知的財産の戦略的活用.....	19
(2) 国際標準化活動の強化.....	22
(3) 中小・ベンチャー企業への支援.....	26
(4) 知的財産を活用した地域の活性化.....	29
4. 人材の育成と国民意識の向上.....	30
II. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について	33
1. 知的財産を取り巻く状況	33
2. 我が国の現状と課題	34
3. 第3期（平成21年度～25年度）知的財産戦略の基本方針.....	38
(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉	39
(2) グローバルな知財戦略の強化.....	43
(3) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉	45
(4) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendly〉	46
<参考>	
・ 知的財産による競争力強化専門調査会名簿	
・ 検討経緯	

はじめに

世界的な金融危機により世界全体の経済活動が急激に失速している。我が国経済もその影響を受け、企業業績も悪化し、今後の知的財産活動の大幅な縮小が懸念される事態に陥っている。

翻って我が国は、平成15年3月の知的財産基本法の施行以来、第1期（平成15年度～17年度）及び第2期（平成18年度～20年度）の計6年間、官民挙げて知的財産立国の実現に向け力を注いできた。果たして、現在直面する経済危機によってこれまでの努力レベルを引き下げてしまってよいのか。このような激動期こそ我が国に強みのある知的財産を活かしたグローバル市場の獲得や内需拡大に向けた方策を追求すべきではないか。今まさに知的財産戦略の真価が問われているのである。

かかる認識の下、本専門調査会は、平成18年2月の知的財産戦略本部決定に基づき、これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関するレビューを行うとともに、第3期（平成21年度～25年度）における知的財産戦略の基本方針の在り方について検討を行った（ただし、コンテンツ関連は除く。）。これまで計10回にわたって議論を行い、その過程で広く国民からの意見募集を行い議論の参考とした。本報告書はこれら検討の結果を取りまとめたものである。

本報告書は政策レビューと今後の基本方針の在り方の大きく2部構成となっている。これまで講じてきた知的財産施策とその関連データを別冊1のとおり体系的に整理し評価の視点を抽出した上で、別冊2のとおり評価を行い、その概要を第Ⅰ部として整理した。これを踏まえ、第Ⅱ部では今後の知的財産戦略の基本方針として、第3期において目指すべき政策目標を設定し、その達成度を評価するための定量的指標を含む評価指標及び政策目標を達成するために今後重点的に講ずべき施策を抽出した。あわせて、第3期において講ずべき主な施策について別冊3として体系的に整理した。

政策レビューの結果、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識改革・体制整備に結実しおおむね成果を上げている一方、欧米と同等の視座を獲得し知的財産の権利保護のみに注力してもイノベーション促進には十分でないとの認識が高まるとともに、経済のグローバ

ル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国が現下の経済危機を克服し国際競争に打ち勝っていくためには、グローバル市場において新たな知的財産の創造とその効果的な活用によるイノベーションを創出し続けていく以外に途はない。第3期を迎えるに当たり、知的財産を原動力とする国際競争力の強化という原点にもう一度立ち返り、国際的視点からイノベーション促進のための知的財産戦略を一層強化していかなくてはならない。その際、イノベーションの創造に資する知財人材の育成・確保も引き続き重要である。加えて、知的財産権の安定性の確保や利用者ニーズの充足といった観点からの不断の改革も怠ってはならない。

知的財産は国富の源泉である。知的財産戦略を誤ると国の未来が危うくなる。我々は世界最先端の知的財産立国の実現に向けた歩みをここで止めるわけにはいかないのである。

I. これまで講じてきた知的財産施策に対する評価の概要

本専門調査会は、知的財産の創造、保護、活用、人材育成及び国民意識の向上の項目に従い体系的に整理した政策項目ごとに、知的財産戦略本部が設置された2003年度から6年間に講じてきた知的財産施策の概要と現状について、統計データとともに別冊1のとおり整理した。その上で、各政策に対して評価の視点を抽出・設定し、その視点に基づいて別冊2のとおりこれまで講じてきた施策の成果に関する評価を行った。その概要は以下のとおりである。

1. 知的財産の創造

① 大学、研究機関、企業における創造力の強化

視点1：イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分整備されているか。

- 科学技術基本計画の推進、累次の研究開発税制の改正、日本版バイ・ドール条項の改正や職務発明制度の見直し等が行われ、我が国の研究開発投資は年々増加（16.8兆円（2003年度）から18.5兆円（2006年度）へ）し、我が国由来の特許登録件数も順調に伸びている。
- 一方、技術分野別の重要特許の所有状況については、我が国が欧米に優る分野もあるが、劣る分野もある。
- 重要特許を獲得できるような革新的技術を創出し、迅速に発展させ、イノベーションに結び付けていくため、総合科学技術会議が「革新的技術戦略」（2008年）を決定し、革新的技術シーズを生み出す大挑戦研究枠の設定や、社会ニーズに対応した革新的技術に係る研究開発の支援等への取組が進められている。
- しかし、大学における重要特許の獲得へ向けた研究者の意識やオープン・イノベーションの進展に対応して企業が大学を活用しようとする意識、有効な研究テーマの設定に必要な論文・特許情報を体系的かつ容易に入手できる環境の整備が不十分である。

視点2：外国への特許出願、外国企業等との共同研究等、大学等の国際的展開を一層加速すべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何か。

- 我が国の大学における外国企業等との共同研究を始めとする国際的活動は低調（大学の研究費における外国由来の研究費の占める割合は0.02%）であり、その要因は、大学の国際的な展開を行うために必要なポリシー、ルール、人的・金銭的リソース等のグローバル・サポート機能が大学の学部、知的財産本部や技術移転機関（TLO）に不足していることにある。
- また、科学技術振興機構（JST）による海外特許出願経費支援等により大学のグローバル出願率は増加したが、競争のグローバル化や外国特許の重要性の増大等急速な環境変化へ対応するには、大学が外国出願すべき特許の着実な出願のためのサポート体制は必ずしも十分でない。

視点3：産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているか。

- 2005年度の特許法改正により、職務発明に係る「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取決めに委ねられることになり、産業界からは、知的財産の創造活動が活発になった要因と評価されている。
- ただし、各国間の制度の違いが海外企業等との円滑な協業・連携を阻害する懸念があるとの産業界からの指摘にかんがみ、我が国の職務発明制度と諸外国の制度や契約慣行との関係等について、引き続き評価していくことが適当である。

② 産学官連携による知的財産の円滑な事業化

視点1：知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現する観点から大学の知的財産本部やTLOに不足しているものは何か。その実現のため大学の産学官連携組織の在り方について、統廃合を含め抜本的に見直すべきではないか。

- 大学知的財産本部整備事業や産学官連携戦略展開事業、大学技術移転協議会等における研修機会等を通じて、大学における知的財産の創出、管理、活用や、国際的な産学官連携活動の強化、産学官連携に係るルール作り等が進められてきた。
- 実施料収入は依然として米国の水準から劣るものの、我が国の大学における知的財産活動は着実に活発化（例えば、国内外特許出願件数は２４６２件（２００３年度）から９８６９件（２００７年度）へ）してきており、また、産学連携の成果は多様化している。
- 他方、知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現するに当たっては、大学の知的財産本部やＴＬＯに期待されている、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、特許化業務支援、企業への新しい事業コンセプトの提案等に係る機能が不足している。これは、これらの機能を実現するための人的・金銭的リソースが不足していることが理由にある。
- また、産学間の共同研究・受託研究成果の取扱いについて、安易に共有特許権や不実施補償の手段を用いることが成果の活用の阻害要因とならないよう、引き続き柔軟な取扱いを図っていくことが重要である。

視点２：産学官の情報共有や人材交流等が不十分ではないか。

- 産学官の情報共有は、一部大学と企業との間で締結されている研究成果の情報共有に係る取決め、個別大学や公的研究機関、国が作成するウェブサイトを通じた研究活動情報の発信等により行われてきた。今後は、産学官においてより早い研究段階からの情報共有を可能とするため、個別企業と大学、公的研究機関の強みを活かした研究協力取決めの締結、全大学の研究者の知的財産活動を含む研究開発活動情報をより網羅的かつ簡便に企業が入手できるシステムの構築等が期待される。
- 産学官の人材交流は、学会活動による研究者同士の情報交換や企業や公的研究機関から大学への研究者の移動により行われてきた。しかし、大学の研究者と企業の事業担当者間の情報交換の機会や大学から企業への研究者の移動は

必ずしも十分でない。

視点3：大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、
成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。

- 大学における知的財産の創出と技術移転の促進、エンジェル税制の拡充等
大学発ベンチャーの創出へ向けた環境整備を通じて、大学発ベンチャー数は
1800社程度に増加した。
- しかし、ベンチャーの特性であるダイナミズムは不足しており、その要因
として経営面での人材不足や厳しい資金調達環境のほか、一部非活性な大学
発ベンチャーの存続等が指摘されている。

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

① 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

視点1：世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化すべきではないか。

- 企業活動のグローバル化が進展する中、世界各国において発明を低コストでかつ迅速に保護・活用するため、世界特許システムの構築がますます重要となっている。
- これまで、実体特許法条約の議論、日米欧三極特許庁を中心とした国際的な審査実務のワークシェアリング、国際特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度の改善などに取り組み、特許審査ハイウェイ（PPH）の開始（これまでの全利用件数は約1000件）、日米欧三極特許庁間での共通出願様式の合意等の一定の成果を上げてきた。
- しかしながら、総じて、世界特許システムの実現に向けた道のりは緒についた段階であり、以下に例示するとおり、今後取り組むべき課題は多い。
 - ・ 特許審査ハイウェイ（PPH）については、取組が本格化しつつあるところ、今後、更なる対象国の拡大、運用面での利便性の向上が必要。
 - ・ ワークシェアリングの実効性を上げるために必要な審査基準及び審査判断の質の調和については、議論が始まった段階。
 - ・ 実体特許法条約については、究極的には世界特許システムの構築の上で必要不可欠な要素であるが、グレースピリオドの取扱い等をめぐり、米欧間の交渉が難航。
 - ・ 世界特許システムを支えるインフラである電子出願書類処理システムは未だ整備されていない。

視点2：アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。

- アジア地域の知財制度・運用の改善については、経済連携協定（EPA）への知財関連条項の盛り込み、人材育成（1996年度～2007年度で延

べ2830名の研修生受入れ）や各国知財庁の情報システム構築への支援等を行ってきたところ。

- しかしながら、アジア地域における出願数が増加の一途にある中、我が国企業が当該地域において円滑な知財活動を行うに当たって支障のない程度まで知財制度やその運用体制が整備されているとはいえない状況である。
- また、経済発展が著しく、かつ、我が国企業が進出を予定している国・地域が存在するにもかかわらず、例えばロシアへの我が国からの出願数は米国からの出願数の約1／3というように、これらの国・地域に対する我が国事業者の海外出願戦略が欠けており、我が国からの知財制度等の整備に向けた支援もあまり行われていない。

② 知的財産の権利付与の迅速化

視点1：審査請求、審査件数の現状を踏まえ、今後の特許審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- 特許審査の迅速化は、重複研究の排除、技術開発競争の活性化等を通じ我が国企業の国際競争力の向上を図る上で重要。また、我が国の審査結果を早期に発信することにより、国際的なワークシェアリングの推進に対する我が国の貢献を示すことができ、我が国出願人にとっても海外での円滑な権利取得につながることを期待できる。
- 2013年に特許審査待ち期間を11か月に短縮するという長期目標（2004年度に設定）の達成に向け、490名の任期付き審査官の採用、先行技術調査の外注拡大だけでなく、出願人における無駄な出願・審査請求の削減など、官民挙げての総合的取組を推進してきた。
- その結果、審査請求期間の短縮（7年から3年へ変更）により審査請求件数が高水準で推移する中においても、これまで短期的目標を着実に達成し、2007年度は審査待ち期間を28.3か月にとどめた。また、本年度から審査請求件数を一次審査件数が上回る見込み。
- 今後とも上記長期目標の達成に向け取り組むことが必要である。

視点２：植物品種登録出願件数の増加が見込まれる中、今後の植物品種登録出願の審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- 平均審査期間を短縮するため、審査官の増員、品種登録迅速化総合電子システムの導入などを実施してきた。
- 植物品種登録制度に関しては、２００５年度には３．２年であった審査期間を２００７年度には２．９年にまで短縮し、本年度には２．５年にするという目標達成が見込まれる。
- ２０１０年度までに出願件数が２０００件まで増加することが見込まれるところ、平均審査期間を２．５年に維持することが必要である。

③ 知的財産の安定性・予見性の向上

視点：知財高裁を始めとした紛争処理手続は、知的財産の安定性・予見性の向上の観点から見て、適切に機能しているか。

- 紛争処理手続において的確な処理がなされることにより、知的財産の安定性・予見性が確保され、知的財産を活用した研究開発活動及び事業活動が可能となる。
- これまで、知財高裁の設置、特許等の訴訟に関する第一審の専属化、裁判官を技術的側面から補佐する専門委員制度の導入、侵害訴訟と特許庁の無効審判との連携強化等を実施してきた。
- これらの一連の施策の結果、裁判所における平均審理期間が短縮されるとともに、権利の予測可能性についても「高まった」との一定の評価がある。
- 技術的専門性の高い事件の的確な処理は不断の努力が求められる課題であり、長期的視点に立って裁判官の育成を図る一方で、専門委員制度等の効果的活用が必要である。
- また、特許庁の無効審判と侵害訴訟の両方において特許の有効性を争うこ

とができるいわゆる「ダブルトラック」が権利の安定性を損ねているとの指摘がある。

- さらに、裁判所の判決において特許権が無効とされる事件の占める割合が増えているが、無効とされた原因について分析を行うとともに、ビジネスリスクの低減を図るため、特許庁における審査の質を確保するための取組の強化が必要である。

④ 新技術等の知的財産の適切な保護

視点：新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間の見直しは適切に行われているか。

- 医療分野における特許保護範囲の拡大、実用新案制度の改革、地域団体商標の導入など、知財制度及びその運用については、これまでも随時見直しを行ってきたところ。
- 今後とも、透明性の確保に留意しつつ、技術革新や市場変化の動向、国際動向等に迅速かつ適切に対応し、保護対象等について不断の点検・見直しを行っていくことが必要である。

⑤ ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

視点１：ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

- 他社の独自開発が困難な技術や特許権の侵害発見が困難な技術については、特許出願公開により誰もが知り得る状態とするよりも、営業秘密として秘匿した方が好ましい場合がある。ノウハウを営業秘密として適切に管理することができれば、出願せずとも、そのノウハウを競争力の源泉として活用することができる。
- これまで、多数のガイドライン等の作成・普及により、ノウハウ等の情報を所有する者のマインドの向上に努めてきており、大企業や金型産業など一

部の業界においては一定の成果が上がっている。

- しかしながら、全体として見た場合には、大学、中小企業等におけるノウハウや技術情報の管理に対するマインドや情報管理体制については改善の余地がある。

視点２：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。

- これまで、営業秘密の侵害に対する刑事罰の導入、その罰則の段階的引き上げなど、数次にわたる不正競争防止法の改正により、技術流出防止のための規制強化を図ってきたところ。
- 他方、グローバル化・情報化の進展に伴う技術流出リスクの増大に対応する上では、現行の制度は、営業秘密侵害罪を営業秘密の使用・開示行為に限定するなど、抑止力としては必ずしも十分でないとの指摘がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い技術・ノウハウ管理の重要性が一層高まっていることや諸外国の制度・運用状況等にかんがみ、秘密管理された技術情報等の保護に係る実効的な法的制度を整備することは喫緊の課題である。

視点３：海外への意図せざる技術情報流出防止に対して、十分な措置が講じられているか。

- 営業秘密の国外での使用・開示行為を刑事罰対象化し、また、各種ガイドライン等においても海外への技術流出にも配慮してきた。
- 経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクが大きな問題として意識されつつあり、海外への技術情報流出防止のための取組の強化が必要である。

⑥ 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

視点：知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

- これまでも、様々なレベルにおける意見交換を通じ利用者からのニーズを把握した上で、特許電子図書館（I P D L）の機能向上、特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）など、国内の知財制度の運用に係る行政サービスの質の向上を図ってきたところ。
- しかしながら、事業活動のグローバル化や情報化が進展し、かつ、権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財システム全体の高コスト構造が問題視される中、利用者のニーズは国内の制度運用にとどまらず、知財制度の国際調和、諸外国の知財制度の整備、権利の安定性の確保、海外における弁理士の活動、翻訳費用等を含む知財システム全体に関わるものに広がっている。

（２）模倣品・海賊版対策の強化

① 外国における対策

視点１：侵害発生国・地域に対する制度改善や取締り強化に係る働き掛け等の二国間協議による取組は十分か。

- 中国等の侵害発生国・地域に対しては、官民合同ミッション、ハイレベル二国間協議、当局間の協議、侵害状況調査制度、二国間・複数国間協定の交渉等を通じた働き掛けを行ってきた。また、関係省庁が一体となってアジア諸国等における知的財産人材の育成等能力構築への支援を実施してきた。
- これらの取組のほか、その基盤整備として、現地における在外公館等の支援機能を強化するとともに、我が国企業の被害実態調査を継続的に実施してきた。
- しかしながら、日本企業の模倣被害率は２５％前後で高止まっており、「海外での模倣被害が増加傾向」、「中国において模倣被害を受けた」とする我が国企業は依然として多い。また、模倣品・海賊版の製造・流通の手口は巧妙化している。

視点２：多国間協議における取組は十分か。

- 我が国は、ＷＴＯ、ＡＰＥＣ等の多国間協議において、国際的なルール策定、侵害発生国・地域の監視等の面で積極的に関与してきた。
- また、２００５年のＧ８サミットにおいては、既存の枠組みよりも高いレベルでの国際的な法的枠組み（模倣品・海賊版拡散防止条約（ＡＣＴＡ、仮称））の必要性を提唱し、その後、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、本条約構想の実現に向けて積極的に議論を推進してきた。
- 今後も引き続き、ＡＣＴＡの早期実現を目指して議論をリードするとともに、ＷＴＯ、ＡＰＥＣその他多国間協議の場においても、模倣品・海賊版対策の更なる推進に向けて、積極的に取り組むことが必要である。

② 国内における対策

視点１：水際取締りは十分な効果を上げているか。

- これまで、輸入差止申立制度の対象権利の拡大、輸出・通過に対する取締制度の導入、意見照会制度の導入、個人輸入を仮装した輸入取締りのための規定整備等、水際取締りのための包括的な制度を整備してきた。また、人的体制を拡充させ、手続の簡素化も図ってきた。
- これらの取組の結果、知的財産権侵害物品の輸入差止件数は年々増加し、２００７年には過去５年間で３倍以上の伸びとなっている。その一方で、侵害品輸入の小口化傾向が年々顕著になっている上、模倣品の流通手口の巧妙化・複雑化が指摘されている。
- 巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員の専門性の向上、情報の収集・蓄積・共有等により、効果的な取締りを推進する必要がある。

視点２：国内での取締りは十分な効果を上げているか。

- これまで、主な知的財産権の侵害に対する刑事罰の導入又は強化、専門職員の設置等により取締り体制を強化してきた。
- ２００７年には映画盗撮防止法が施行され、映画の海賊版の流通に対する一定の抑止効果が見られる。
- 知的財産侵害事犯の検挙実績は年々増加し、２００６年には過去５年間で倍増するに至った。一方、近年では検挙実績・検挙人員とも緩やかな減少傾向にある。
- 今後とも、模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、警察職員の捜査能力の全国的な向上や取締りの一層の強化が必要である。

視点3：国民への啓発活動は十分であるか。

- 模倣品・海賊版の氾濫を防ぐためには、その製造・流通の防止だけではなく、消費者である国民の意識の向上も図るべく総合的な方策を講ずる必要がある。
- 国民の模倣品・海賊版問題に関する理解を深めるため、2003年から毎年、関係省庁が一体となって「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施してきたほか、教育・研修活動、ホームページ上での情報提供など様々な取組によって国民への啓発活動を行ってきた。
- しかしながら、2008年の内閣府の特別世論調査によると、未だ国民の50%以上の者が模倣品・海賊版の購入を容認している状況であり、模倣品・海賊版を購入しないことについて国民の十分な理解は得られていない。
- 一方、実際に対策を行う企業に関しては、特許庁の模倣被害調査によると、企業における模倣被害対策の実施率は減少傾向にあり、依然として一部の企業においては、模倣品・海賊版対策の重要性についての認識が不足している。

視点4：模倣品・海賊版対策における連携体制は十分であるか。

- 模倣品・海賊版対策を効率的に推進するためには、関係省庁や民間団体が一体となって取り組むことが必要であり、これまで様々な取組を行ってきた。
- 具体的には、一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置するとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を内閣官房に設置し、関係省庁の連携を強化してきた。また、官民の取組としては、中国等に対する官民合同ミッション派遣など民間団体とも連携を深め、一定の成果を上げている。

③ インターネットにおける対策

視点：インターネット上の模倣品・海賊版対策は十分であるか。

- インターネット上の模倣品・海賊版対策は、民間による自主的なガイドラインの策定や警察による取締りの強化など官民連携した様々な取組により、一定の成果を上げている。
- 特に、国内のインターネットオークションにおける対策については、オークション事業者と権利者が協力して対策を行っており、大手オークションサイトにおける模倣品・海賊版の出品率は、以前相当程度だったものがわずか1%程度に減少する等大きな成果を上げている。
- しかしながら、ブロードバンド環境の整備やインターネットの発達に伴い、新たに動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた海賊版の氾濫が大きな問題となっている。この問題は、個人によって容易に海賊版が作成・配信されるなど、従来のパッケージメディアを前提とした模倣品・海賊版とは質が異なっており、新たな対策が必要である。

3. 知的財産の活用

(1) 知的財産の戦略的活用

① 企業の知財戦略の高度化

視点：企業における知財戦略の浸透は十分か。

- 企業活動のグローバル化やオープン・イノベーションが進展する中、企業の知財戦略の高度化が必要である。ここ数年の間、一部の企業において最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員等の設置による事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の三位一体の経営戦略の実践や知財報告書等の作成・公表等が行われている。また、政府の取組として、企業の知財戦略の策定と実施に資するよう「知財戦略事例集」や「知的資産経営マニュアル」等を公表してきた。企業における知財戦略の高度化に向けた取組は徐々に進んできたが、全体として未だ十分ではない。
- 一方、企業が保有する未利用特許の割合は年50%付近で推移している。未利用特許の中には、防衛目的や将来の事業化に備えて保有している特許以外にも、自社ではなく他社にとっては利用価値がある特許等が埋もれていると推測される。

② 知財を活用した事業活動のための環境整備

視点1：オープン・イノベーションに対応した基盤整備の状況は十分か。

- グローバルな経営活動の下、国境を越えたオープン・イノベーションが進展しており、知的財産の流動性が高まっている。
- これまで、工業所有権情報・研修館（I N P I T）や科学技術振興機構（J S T）等の技術移転・特許流通データベースの充実により技術移転・特許流通の促進を図っており、I N P I Tの事業については2008年3月までに約1万件の契約が結ばれた。また、ライセンサー保護の強化のため、包括的ライセンス契約に係る通常実施権の登録制度の導入や通常実施権等に係る登録事項の開示の一部制限などが行われており、一定の成果が上がっている。

- しかしながら、企業の倒産やM&Aによる特許流通の増加等に伴って、ライセンス保護の更なる強化の要望がなされるとともに、特許原簿・商標原簿上の権利者にコンタクトできない場合がある等の問題が指摘されている。また、特許の共有制度がライセンス活動の円滑化に悪影響を与えているとの指摘、実施許諾の意思の登録制度（ライセンス・オブ・ライト）の導入に関する要望などがなされている。
- また、各企業、業種、大学等に分散して存在する知的財産を組み合わせ活用し、新たな経済価値を生み出すための取組が十分ではない。

視点2：知財ファイナンスの強化は十分か。

- 知的財産権を受託可能財産として追加する信託業法の改正がなされ、知財信託制度のメリットや事例、グループ企業内信託の申請書類のサンプル等を公表するなどにより、知財信託の活用促進を図ってきた。また、政策投資銀行が中心となって知財担保融資の実績が積み上がってきた。
- 中小・ベンチャー企業の資金調達の手段の一つとして、知的財産を活用した融資や知財信託への期待は高く、今後も引き続き、これらの成功事例や知的財産の価値評価実務の実績を積み上げていく必要がある。

③ 知財の公正な活用の促進

視点：知財の公正な活用の促進が十分になされているか。

- オープン・イノベーションが進展する中、知的財産権の正当な権利行使を促進することにより、知的財産権が円滑に活用される環境を確保することが重要である。
- これまで、公正取引委員会内に「知的財産タスクフォース」が設置されるとともに、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」や「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」等のガイドラインが策定された。また、経済産業省から、ソフトウェア分野における権利濫用

の法理の適用解釈について、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が公表された。

- これらの施策により、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲について一定の透明性・予見性が確保されるとともに、ソフトウェア分野における権利行使の適正化に一定の貢献がなされたところ。
- 他方、近年、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆるパテント・トロール問題）が顕在化し、日系企業も被害を受けているところ、我が国国内においても、このような問題に対する意識が高まっている。本問題への対応については、本専門調査会「情報通信P T報告書」や同「分野別知財戦略」において、多角的な議論の喚起と検討の視点が示され、また、特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」においても、いわゆるパテント・トロール問題への対応について提言がなされたところ。今後とも様々な観点から検討を行うことが必要である。

（２）国際標準化活動の強化

① 産業界の意識改革

視点：産業界の意識向上に関する産官の取組は十分か。

- 知的財産戦略本部が策定した「国際標準総合戦略」等を踏まえ、産業界の意識改革を促すため、企業経営者層や管理者層に対する各種セミナーの開催や国際標準化に関するガイドライン（事例集）の作成・公表等が行われたほか、産業界において自主的なアクションプランが策定された。
- これらの取組の結果、本年３月に（社）日本経済団体連合会が実施したアンケート調査によれば、企業活動における国際標準化の重要性がここ数年で高くなったと回答した企業数が約７６％に上っている。
- このように産業界における意識改革の成果は一定程度見られるものの、社内全体における理解や技術分野ごとの特性に応じた意識の醸成はまだ不足している面があるとの指摘がある。

② 我が国全体としての国際標準化活動の強化

視点：我が国全体として国際標準化活動の強化はなされたか。

- これまで、政府による国際標準化に関する戦略等の策定、国際標準化に関する国や研究開発法人・大学・事業者の役割を規定した「研究開発力強化法」の制定等が行われたほか、国の研究開発と標準化活動の一体的推進やワンストップ窓口の設置等の産業界における推進体制の整備等がなされてきた。
- これらの取組の結果、国際標準化機関における議長や幹事国などの重要ポストの獲得数や国際標準案等の提案件数は増加傾向にあるものの、欧米主要国の活動水準にはまだ及ばない（米国や独国の半数程度）状況にある。
- 実務者からは、外国の国際標準化活動に関する情報収集体制や海外における標準化活動に対する支援体制が不十分との指摘がある。

③ 国際標準人材の育成

視点１：大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動を明確に位置付け、職員の同活動への取組を積極的に評価する体制を構築すべきではないか。また、産業界においても国際標準化人材をより積極的に評価すべきではないか。

- これまで、国際標準化活動に携わる産学官の人材を積極的に評価するため、新たに内閣総理大臣表彰を創設するなど、顕彰制度の充実を図ってきた。
- 一方、我が国の場合、国際標準化機関における幹事や議長を担当する者には大学や公的研究機関の研究者が多く含まれているが、大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動が明確に位置付けられていないこと等から、同活動が研究者の評価に正当に反映されていない面がある。また、このことが国際標準化活動に携わる若手研究者の減少の一要因となっているとの指摘もある。
- このため、昨年１０月に改定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究者の業績の評価に当たり、研究開発の実績に加え、国際標準化への寄与等に関する活動にも着目して評価を行うことが明記された。
- また、産業界においても国際標準化に携わる人材に対する積極的な評価が行われることが期待される。

視点２：次世代を担う人材の早期育成・確保のため、企業等における人材や大学など高等教育課程の教育を重点的に行うべきか。長期的視点に立ち幅広く教育を行うべきか。

- これまで、国際標準化活動に携わる企業等における人材の育成を図るため、国際標準化機関の議長や幹事を担う者、国際標準原案を作成する者、国際交渉の現場を担う中堅・若手の専門家等のそれぞれを対象にした各種研修やセミナーを開催してきた。
- また、将来的に国際標準化活動において活躍する人材の裾野の拡大を図る観点から、小中高等学校、高等専門学校、大学等における標準化教育の充実

が図られてきた。

- しかしながら、中国や韓国等における国際標準化活動に参画する人材が質・量ともに増大傾向にある中、我が国においては、現在の国際標準化活動の次の世代を担う中堅・若手の人材が依然として不足している状況にある。

④ アジア等諸外国との連携強化

視点：アジア等諸外国との連携は十分か。

- アジア・太平洋諸国における国際標準化活動のレベルを引き上げるとともに、これまでの協力体制を強化する観点から、「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」の策定、北東アジア標準協力フォーラムやアジア・太平洋電気通信標準化機関での標準化の推進等を通じて、アジア・太平洋地域における関係諸国との連携強化を図ってきたところ。
- 今後とも、アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化や国際標準案の共同提案の拡大等に向けた取組を強化することが求められる。

⑤ 国際標準に関するルールづくりへの貢献

視点：環境、安全、福祉や情報通信のように社会的に多大な影響を及ぼし得る技術分野を考慮し、国際標準に関わる特許権の権利関係を調整する対応策についての検討が必要ではないか。

- 標準化における特許権の取扱いに関しては、国際標準化機関におけるパテントポリシー及びそのガイドラインが共通化され、また、国内においても、標準化機関におけるパテントポリシーの改定や標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方の公表等により、一定の明確化が図られてきた。
- しかしながら、依然として、標準の策定や普及に関して特許権の不当な権利行使が行われる場合がある。

- オープン・イノベーションの進展に伴い、国際標準化の重要性は高まっており、その円滑な普及を図る観点から、知的財産権の取扱いの一層の明確化が求められている。

(3) 中小・ベンチャー企業への支援

① 相談・情報提供機能の強化

視点1：中小企業における知財マインドの浸透は十分か。

- 中小企業であっても、研究開発の成果を特許として権利化する、又は営業秘密として秘匿することを通じて、知的財産を戦略的に獲得・管理することにより、競合他社の市場参入を抑制するなど、市場の中で優位性を獲得することが可能となる。
- これまで中小企業の知財マインドを向上させるため、各種セミナー・説明会の開催、パンフレット・マニュアル等の配付により知財戦略の普及・啓発を図ってきた。
- しかし、知的財産に対する認識は広まりつつあるものの、知的財産を獲得・管理することのメリットが十分に伝えきれていないため、知財戦略を企業経営に取り込むという行動にまで十分つながっていない。

視点2：中小企業に対する相談・情報提供機能は十分か。

- 全国の商工会・商工会議所に相談取り次ぎ窓口として「知財駆け込み寺」を設置し、中小企業からの個別の相談を受け付けるとともに、各種相談会やセミナーを開催している。
- しかし、実際に寄せられる相談は一部の窓口に集中しているのが現状であり、相談の対応者も必ずしもすべてが知財政策に精通した者ではないなど、寄せられる相談を的確に処理するための相談処理体制には改善の余地がある。
- また、中小企業向けの知財関連の各施策については、関係機関の連携が不十分であること等もあり、十分に認知されていない面があることから、周知の方法について改善の余地がある。

② 負担軽減に向けた取組の強化

視点：中小企業のニーズに即した負担軽減策、支援策が講じられているか。

- これまで特許料等の減免措置、先行技術調査制度、早期審査制度などの負担軽減策・支援策に関しては、要件の緩和、対象の拡大等を行ってきており、その利用実績は着実に増加している（特許料等の減免制度の利用実績は2004年度5,014件から、2007年度10,148件に増加）。
- 他方、例えば、特許出願の審査請求料・特許料等の減免措置に関しては、減免措置を受ける要件に合致しない中小企業も多く、申請手続が面倒であるが故に制度を利用しない中小企業もある。
- また、中小企業においても事業活動のグローバル化への対応が求められている現状にあつては、それを知的財産の観点から支援することが重要であり、これまで外国出願費用の助成や海外における侵害調査の支援を行ってきたところ。中小企業にとっては海外出願の費用負担だけでなく権利取得後の模倣品対策等も大きな課題である。
- 中小企業の知的財産を活用した事業経営を側面支援するために、今後とも減免措置、支援策を強化していくべきとの要望が強い。また、これらの減免措置・支援策を効率的かつ効果的に実施していくには、支援策の検討段階から知財施策の担当者と中小企業施策等の担当者との連携が不可欠である。

③ 知財を活用した経営の促進

視点：中小企業の経営実態、ニーズに即した支援がなされているか（中小企業の資金調達、支援人材の育成）。

- 中小企業においては、資金調達の円滑化、経営革新、販路開拓などに関する支援のニーズが高い。これらのニーズに対して知的財産の側面から対応していくことが必要。
- 資金調達に関しては、政策投資銀行や商工中金が中心となって知財担保融資の実績が徐々に積み上がってきている。

- 今後、知的財産を活用した資金調達を更に活性化、円滑化するためには、かかる動きを側面から支援するとともに、中小企業自らが積極的に技術等の知的財産に関する情報を金融機関等に対して開示することが必要である。
- また、経営革新、販路開拓に関しては、知財専門家やコンサルタントなどの専門家派遣による知的財産を取り入れた事業戦略の策定支援や、特許流通アドバイザーなどが中小企業等の事業化ニーズ及び技術シーズのマッチングを図る特許流通支援などを行ってきた。
- 今後、中小企業が知財戦略を取り入れた事業戦略を推進して知的財産を企業の利益に結び付けられるよう支援する人材を質・量ともに充実させ、知的財産を活用した事業化を支援する総合プロデュース機能を向上させていくことが必要である。

（４）知的財産を活用した地域の活性化

視点：知的財産を活用した地域振興には何が必要か。

- 知的財産を活用して地域を振興するため、２００５年度に地域知的財産戦略本部を設置した。現在、各地域知財戦略本部でその地域の実情に応じた事業計画の下、特色ある事業が展開されている。
- かねてより地域における各施策担当者レベルの連携が不十分との指摘があり、近年、農商工連携や地域力連携拠点などの地域レベルでの知財施策とその他の施策とを連携させる取組が開始されたものの、連携は未だ不十分である。
- 地方公共団体においては、一部先進的な取組を行っている自治体も現れてきているが、全体には広がっていない。
- また、グローバル化が進展する中、我が国の地名等が海外で商標登録されるなどの問題も顕在化しており、地域としてもその対応が求められている。

4. 人材の育成と国民意識の向上

① イノベーション創出に資する知財人材の育成

視点：創造・保護・活用の各段階を横断的に俯瞰し、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成が不十分ではないか。

- 「知的財産人材育成総合戦略」や知的財産推進計画の人材育成に係る取組を通じて、人材育成を官民挙げて進めてきた結果、知的財産人材の数は着実に増加してきた。また、人材の量的拡大とともに質の向上を図るべく、弁理士に係る実務修習制度・継続研修制度の導入、知的財産専門職大学院の開設、知的財産管理技能検定の国家試験化など、人材育成の環境整備を進展させてきた。
- 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三位一体での推進が必要である。その際、グローバル化・複雑化する社会ニーズを把握し、社会課題を解決するのに必要な知的財産を獲得・活用することにも留意が必要である。
- しかしながら、事業戦略と知財戦略の連携はまだ不十分であり、その実現に必要な人材の育成・確保が不可欠である。
- このため、知的財産専門人材に経営・事業に関する知見を習得させるとともに、経営・事業戦略に携わる人材には知的財産に関する知見を習得させるという両方からのアプローチが重要である。

② グローバル化に対応した知財人材の育成

視点：海外において我が国の知的財産を保護・活用するための人材は十分であるか。

- これまで、政府等においては、アジア諸国の特許行政職員や著作権行政職員等を対象に研修生の受入れや専門家の派遣を実施するとともに、国際セミナーやW I P Oなどの会合を通じて日本における知財人材育成や知財教育を紹介するなど、外国での制度整備や人材育成に対して支援を行ってきた。

- 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、企業や大学等の知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- 我が国の企業や大学等においては、外国への特許出願、外国企業とのライセンス交渉、外国での模倣品・海賊版対策など国際業務が増加している。欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセンス交渉などを通じて、一定のノウハウを構築しつつある。また、中韓に対しては、知的財産専門人材の人材交流などを通じて知財制度や知財実務に関する知識の習得が行われつつある。
- しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないとの指摘がある。このため、これらの新興国に対しては、知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する一方で、国内の専門家を育成するための環境整備を行うことが重要である。
- また、企業においても、国際競争力のある知的財産人材がまだ不足しているとの指摘がある。
- さらに、大学知的財産本部に関しては、国際的な産学官連携活動を行うに当たり、海外出願の特許戦略の策定や海外企業との交渉実務に必要な人材の不足が指摘されている。

③ 独創性を重視した知財教育の推進

視点：オリジナリティの尊重を学ばせる知財教育は十分になされているか。

- 将来にわたって知的財産を活用して競争力を持続していくためには、我が国の将来を担う世代が子供の頃から独創性や他人の知的財産を尊重するマインドを身につけることが重要である。
- これまで、産業財産権や著作権に関するテキストやeラーニングの開発、児童・生徒・学生・教職員等を対象とした各種セミナーの実施、発明教室や

パテントコンテスト等の体験教育の推進などを通じて、児童、生徒、学生が知的財産に関する知識を習得する機会を増し、国民の間に知的財産マインドを広める取組を進めてきた。

- しかし、「知的財産に関する特別世論調査（２００８年）」によると、模倣品・海賊版の購入を容認する者は５２．４％存在しており、国民全体への知的財産マインドの浸透は不十分である。

Ⅱ. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について

1. 知的財産を取り巻く状況

- 未曾有の世界的な金融危機に端を発した経済の減速が進行している。資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国は、当面の経済危機に対応するとともに、中長期的視点から経済成長を図ることが求められている。
- ヒト、モノ、カネ、情報が国境を超えて移動する経済のグローバル化が進展し、コスト競争力のある新興国の追い上げ等により国際競争が激化する中、技術、コンテンツ、ブランド等の革新的な知的財産を生み出し、それを高付加価値な製品・サービスのグローバルな提供を通じ確実に経済的価値の創出に結び付けていくこと、すなわち、イノベーションの創出が極めて重要となっている。
- 特に、技術の高度化・複雑化が進展し、市場変化の速度が増す中、事業化スピードの加速や投入コストの最小化を図るため、内部のリソースのみならず、外部のリソースを事業活動において有効に活用しようとするオープン・イノベーションに向けた取組が進展している。
- また、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展は、上記のイノベーションの構造変化や著作権法を始めとする知財制度の在り方にも大きな影響を及ぼしつつある。
- 一方、世界的な経済減速に伴い海外市場が急速に縮小する中、日本のブランド価値の発信を通じた海外市場の開拓や国民の文化的生活の質の向上等にも資する内需拡大の重要性が高まっている。
- 特許等の知財制度の利用の側面に着目すると、これに関連する高コスト構造や権利の安定性に関する問題点が指摘されている一方、フリーソフトウェアやパテント・コモンズ（一定のコミュニティにおける知的財産権の自由利用を認める仕組み）の活用など独占権を主張しない取組が広がっている。

2. 我が国の現状と課題

上記Ⅰ. のとおり政策レビューを行ったところ、総じて、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識改革・体制整備に結実しおおむね成果を上げているといえる。しかし、その一方、欧米と同等の視座を獲得したこともあって知的財産の権利保護のみに注力してもイノベーション促進には十分でないとの認識が高まるとともに、経済のグローバル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

そこで、イノベーションの促進、経済のグローバル化への対応、知的財産権の安定性・予見性の確保及び利用者ニーズへの対応というそれぞれの視点から、我が国の現状と課題を整理すると、以下のとおりである。

(1) イノベーションの促進

- 近年、我が国の自国特許登録件数は第1位を維持し続けているが、国民一人当たりGDPは米国の約3/4にとどまっており、経済成長率へのMFP（全要素生産性）の寄与度も米国、英国、仏国等に劣っている。また、コンテンツ産業の伸び率も低迷している。ハイブリッド自動車等一部競争力を有する製品を生み出しているものの、総じて、我が国は知的財産を経済的価値の創出に効果的に結び付けられていないおそれがある。
- 事業活動の側面を見ると、オープン・イノベーションの進展に伴いイノベーション・プロセスの分担化が進行する中、収益を最大化させるためにはそのプロセスのイニシアティブをとることがより重要となっている。このような中、アジア・新興国の台頭やモジュール化の進展により、厳しい価格競争に晒され収益性が低下する事例が見られるなど、グローバル競争に勝ち抜くためのビジネスモデルの構築や高度な知財戦略の実践に遅れがある。
- また、業種、企業ごとに差はあるものの共通基盤技術については国際標準化によりコスト削減や市場拡大を図り、個別技術については差別化し囲い込むという戦略の浸透が十分ではない。国際標準化の活動自体は活発化してき

ているが、欧米には未だ及ばない状況にある。

- さらに、現下の厳しい経済情勢の下、地域経済の活性化が求められているが、大学や中堅・中小企業の生み出した知的財産を適切に管理し他のリソースと有効に結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能が脆弱である。
- 一方、知的財産の主要な創造拠点である大学の特許出願件数、特許実施件数とも着実に増加しているものの、大学のライセンス収入が米国の約1／50にとどまるなど、大学の知的財産を産業界へ効果的に移転させる機能は未だ弱い。
- また、大学発ベンチャーを始め知的財産を活用したベンチャー企業は多数創出されたものの、その多くは経営が低迷している。一部不活性な大学発ベンチャーの存続がベンチャーの特性であるダイナミズムの低下をもたらしているとの指摘もある。
- 知財制度に関しては、国際的に整合性のとれていない知財制度や権利付与の遅延がグローバル市場における新たなビジネスモデル構築の阻害要因となるおそれがある。これまでも数次の法改正や審査迅速化に向けた体制整備等が行われてきたが、未だ国際的に遜色のない水準に至っていない面がある。
- また、オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆる「パテント・トロール問題」）が顕在化したり、国際標準化に際して不当な権利行使が行われたりしている。産業の健全な発展を図る観点から、適切な権利行使の在り方について検討を行うことが必要とされている。
- さらに、我が国の制度では諸外国に比して営業秘密侵害に対する抑止力が弱いと見られているため、海外企業との共同研究等の実施に支障を及ぼしていると指摘されている。

(2) 経済のグローバル化への対応

- オープン・イノベーションは国や組織の枠を超えて内外の知的財産の有効活用を図るものであり、グローバルな事業活動を内在させるものといえる。また、我が国の経済成長にはアジア等の活力を取り込むことが不可欠である。
- 経済のグローバル化が進展するも、我が国の海外出願比率は欧米の1/2以下にとどまっており、近年、我が国の地名や普通名称等が外国において商標登録される事象も顕在化している。
- このような中、世界各国において知的財産を低コストでかつ迅速に保護・活用できるようにするための世界特許システムの構築に向け、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイが本格化しつつあるが、対象国の更なる拡大の余地がある。

また、日米欧三極特許庁間での出願様式が統一されたものの、審査基準や審査判断の調和についてはまだ議論が開始された段階であり、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る電子出願処理システムも十分に整備されていない。さらに、実体特許法条約に関しては、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間）の取扱い等をめぐり米欧間の交渉が難航しているが、先願主義への移行を含む米国特許法改正案への対応に係る米国新政権下での動きにも注視が必要である。
- アジア地域における知財制度の導入・普及については、人材育成や出願処理システムの構築に関する支援を行ってきているが、かかる地域における制度・運用の整備は十分ではない。その他の経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）への我が国の出願数は米国よりも少なく、国際的な知財取得戦略に遅れが見られる。
- 一方、模倣被害率が高止まっているなどアジア諸国を始め海外における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版が氾濫しており、国内外での円滑な事業活動における重大な支障となっている。

(3) 知的財産権の安定性・予見性の確保

- 侵害訴訟において特許が無効と判断される事件の割合が増加傾向にあり、これによるビジネスリスクの増大が指摘されている。
- 無効と判断される原因については、分析が必要であるが、審査段階で発見できなかった先行技術が事後的に提出されることや裁判所と特許庁の間で特許性に関する判断に齟齬をきたしている可能性のあることなどが指摘されている。
- また、特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」が特許権の安定性の阻害要因となっているとの指摘もある。

(4) 利用者ニーズへの対応

- これまでも利用者ニーズに応じて特許電子図書館（IPDL）の機能向上や特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）等の行政サービスの質の向上が図られてきたが、昨今、国内外における権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財制度の利用に関連する高コスト構造が問題視されている。
- 特許庁等の行政サービスの質の向上、審査基準の明確化、知財制度の国際調和、審査の迅速化など知財システム全体に関して利用者ニーズを満たすものとなるよう不断に見直すことが必要である。

3. 第3期（平成21年度～25年度）知的財産戦略の基本方針

〈基本的考え方〉

第3期（平成21年度～25年度）における我が国の知的財産戦略は、知的財産を取り巻く環境変化（上記1.）を踏まえ、我が国の現状と課題（上記2.）に適切に対応するものでなくてはならない。

まず、第1にイノベーション促進のための知的財産戦略を強化することが必要である。革新的な知的財産を生み出し、その権利保護を重視することは今後とも重要であるが、そのみに注力していてもイノベーションを効率的に実現することは困難である。知的財産をいかに効果的に経済的価値の創出に結び付けるかという視点を重視しつつ、知的財産の創造から活用までの各プロセスをより有機的かつ相互に連結させるべく、知財制度や事業環境を進化させていくことが必要である。

第2にグローバルな視点から知的財産戦略を強化していかなければならない。事業者の事業活動のグローバル化がますます進展する中、国ごとに異なる知財制度やその運用がその足かせとなるおそれが多い。国際的な知財制度の調和や審査業務のワークシェアリングの拡大、海外における模倣品・海賊版対策など国際的なフレームワーク作りに一層強力に取り組まなくてはならない。

第3に知的財産権の安定性確保に向けた取組を強化することが必要である。権利の安定性・予見性が確保されなければ、事業投資等が水泡に帰し、円滑な事業活動を行うことが困難になってしまうおそれがある。権利の安定性を確保することは知財制度のいわば根幹であり、そのための紛争処理スキームを含む大きな見直しが求められる。

第4に制度利用者のニーズに対応した知財システムの構築に向けた取組を強化しなければならない。知財制度の利用に関連する高コスト構造や利用しにくい法律や審査基準は、これを放置すると知的財産制度そのものの存在意義を揺るがすものとなりかねない。上記の第1から第3までの取組は結果的に利用者ニーズにも応えるものであるということが出来るが、制度設計や運用を利用者本位のものとすることを明確な方針として掲げることが適当である。

以上の4本柱を第3期の知的財産戦略の基本方針とすることにより、我が国は、知的財産の創造、保護及び活用の好循環を世界のトップレベルで実現する真に世界最先端の知的財産立国を目指すべきである。（P）

また、第3期においては、知的財産政策の実効性、効率性及び透明性を確保する観点から、政策目標を設定するとともに、評価指標に基づきその達成状況を客観的に評価し、その評価を踏まえ、更に必要な施策を講ずるという政策評価マネジメントをより適切に実行すべきである。

(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉

重要な知的財産を多数獲得し、これを効果的に経済的価値の創出に結び付けるため、イノベーション促進のための知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- イノベーション促進のための知的財産戦略を強化するため、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築するとともに、大学や中堅・中小企業の生み出す知的財産を適切に管理し他のリソースと結び付けて事業化につなげる総合プロデュース機能を強化する。また、事業者における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を促進するとともに、これを担う人材を育成する。
- 特に内外の知的財産の有効活用を図るオープン・イノベーションの進展に対応するため、知的財産の公正・円滑な活用や技術情報の適切な保護を図るための環境整備を行う。

【評価指標】

- ・我が国全体の研究開発投資額
- ・制度・運用見直しに起因する出願・登録件数
- ・特許審査待ち期間
- ・産業革新機構（イノベーション創造機構）の活動状況
- ・大学における産学連携活動による全収入（特許権実施料、著作権使用料、共同研究費を含む。）
- ・大学の研究成果を活用した事業化の件数・事例
- ・内国人出願件数に占める中小企業の比率
- ・地域における新事業の展開事例

【重点施策】

〈技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築〉

○特許制度の在り方の総合的見直し

特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行う。

○先端医療分野における特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。

○日本版フェアユース規定の導入

著作権法に権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入する。

○不使用商標対策の検討

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について検討を行う。

○特許審査処理の迅速化

特許審査待ち期間の11か月への短縮（2013年まで）を目指し、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に資する情報提供の強化等の総合的な取組を推進する。

〈大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の強化〉

○産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する「産業革新機構（イノベーション創造機構）」の体制を整備する。

○大学の知的財産本部や技術移転機関（TLO）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やTLOに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。

○産学連携における外部機能の積極的活用の促進

科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の産学連携支援機能を強化するとともに、大学知的財産本部やTLOにおける外部リソースの活用を促す。

○中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携の強化

知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連

携を通じ、地域の中堅・中小企業の生み出した知的財産を他の経営資源と有効に結び付けて事業化まで支援する総合プロデュース機能を強化する。

○地域金融機関における知的財産の活用の促進

地域金融機関において知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。

〈イノベーション創出に資する知的財産人材の育成〉

○研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材の育成

事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担うチームを構成する人材を育成すべく、より幅広い知識や経験を身に付けることができる研修等に対する支援を行う。

○知財教育の充実

独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から育むための課外授業や学校における知財教育を充実させる。

〈オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備〉

○適切な権利行使の在り方の検討

オープン・イノベーションが進展する中で懸念される知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例（eBay 判決）等を考慮しつつ差止請求の要件や損害賠償請求等の適切な権利行使の在り方について検討を行うとともに、権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討を行う。

○未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の動向、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンス保護制度の導入の可否について検討を行う。

○実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

特許権者が発明について第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト

(License of Right) 制度の導入について検討を行う。

○営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な営業秘密侵害罪に係る法的措置及びその刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置を早急に講ずる。

(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉

世界規模でのイノベーション創出や事業展開を促進するため、グローバルな視点からの知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- 世界知財システムの構築に向け、可能な限り早期に実質的な相互承認の実現を図るため、国際的な審査業務のワークシェアリング、制度調和、情報処理システムの整備、人材育成への支援等を我が国がリーダーシップを発揮して推進する。
- 海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるため、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、外国政府に対する体制整備や執行強化に関する働き掛けを強化する。
- 我が国企業や大学の海外展開や海外リソースの活用を促進するとともに、国際標準化活動を強化する。

【評価指標】

- ・ 特許の海外出願比率
- ・ 特許審査ハイウェイの利用件数、対象国数、利用者の満足度（アンケート調査）
- ・ 我が国企業の模倣品・海賊版流通による被害率（アンケート調査）
- ・ 国際標準化機関における議長、幹事等ポストの獲得数
- ・ 大学における海外由来研究費率

【重点施策】

○世界特許システムの構築に向けた取組の強化

世界特許システムを構築に向け、我が国がリーダーシップを発揮して、以下の取組を強化する。

- ・ 特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善
- ・ 日米欧三極特許庁を中心とした審査基準、審査判断の調和
- ・ 審査業務のワークシェアリングのための海外先行技術文献の検索環境の整備
- ・ 実体特許法条約の実現に向けた交渉の加速

- ・W I P O（世界知的所有権機関）における国際出願に係る事務処理システムの改善

○ハイレベルな知的財産外交の強化

国際的な制度調和や審査業務のワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

○模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、官民合同ミッションの派遣等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に関する働き掛けを行う。

○海外の知財関連情報の提供強化

我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国産業界のニーズを踏まえつつ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知財関連情報の提供を行う。

○中小企業の海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度の普及を図るとともにその拡充を行う。また、中小企業の海外事業展開に際して、諸外国の法制度やその運用等に係る情報提供から権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討する。

○大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保等の国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。

○標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産の運用ルール整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行う。

(3) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉

ビジネスリスクの低減を図るため、知的財産権の安定性・予見性を確保するための取組を強化する。

【政策目標】

- 特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行うとともに、特許庁審査の質の一層の向上や特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し等により、知的財産権の安定性・予見性を確保する。

【評価指標】

- ・特許庁の審査の質や特許権の安定性・予見性に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○無効判断の原因分析

特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行う。

○特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について検討を行う。

○特許権の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状等を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行う。

○国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境の整備

先行技術の一層容易な発見に資するため、国内外の特許文献と非特許文献（論文等）をシームレスに検索できる環境を整備する。

(4) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendly〉

利用者本位の知財システムの構築に向けた取組を強化する。

【政策目標】

- 知財制度の利用に関連するコストの低減やサービスの質の向上を図るため、制度利用者のニーズを的確に反映して進化し続ける持続可能な知財システムを構築する。

【評価指標】

- ・ 知財システム全体に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○行政サービスの質の向上に向けた取組の強化

知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で特許庁等における行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。

○審査基準の明確化・透明化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。また、利用者、司法関係者、審査官等の間の適切な意思疎通が図られるよう審査基準の策定過程の透明化を図る。

○中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、中小企業以外の利用者に与える影響等を踏まえつつ、資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行う。

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイの対象に欧州特許庁等の他の国・地域を加えるとともに、出願人のニーズに基づく運用改善を行う。

○出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。

<参考>

知的財産による競争力強化専門調査会 委員名簿

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
- 岡内 完治 (株) 共立理化学研究所代表取締役
- 加藤 幹之 富士通 (株) 経営執行役
- 河内 哲 住友化学 (株) 最高顧問
- 佐藤 辰彦 弁理士／特許業務法人創成国際特許事務所所長
- 関田 貴司 J F E スチール (株) 専務執行役員
- 妹尾堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
- 田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
- 辻村 英雄 サントリー (株) 常務取締役／R & D 推進部長
／健康科学センター・知的財産部担当
- 長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 中村 恭世 パナソニック (株) ホームアプライアンス社
技術本部 知的財産権センター所長
- 中山 信弘 東京大学名誉教授／弁護士
- 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
長・特任准教授
- 三尾美枝子 弁護士
- 渡部 俊也 東京大学先端科学研究センター教授

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略)

検討経緯

平成２０年度第１回 知的財産による競争力強化専門調査会（第６回）

日時：平成２０年１０月１０日 １４：００－１６：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方に関する検討の進め方と基本的考え方等について

平成２０年度第２回 知的財産による競争力強化専門調査会（第７回）

日時：平成２０年１０月３１日 １４：００－１６：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方について

- 知的財産の創造
- 知的財産の保護（国際知財システムの構築に向けた取組の強化等）

平成２０年度第３回 知的財産による競争力強化専門調査会（第８回）

日時：平成２０年１１月２７日 １４：００－１６：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方について

- 知的財産の適切な保護（知的財産の権利付与の迅速化等）
- 模倣品・海賊版対策の強化

平成２０年度第４回 知的財産による競争力強化専門調査会（第９回）

日時：平成２０年１２月１９日 １０：００－１２：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方について

- 知的財産の活用（知的財産の戦略的活用、国際標準化活動の強化、中小・ベンチャー企業への支援、知財を活用した地域振興）
- 人材の育成と国民意識の向上

平成２０年度第５回 知的財産による競争力強化専門調査会（第１０回）

日時：平成２１年１月１４日 １４：００－１６：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方について

- 人材の育成と国民意識の向上
- 第３期知的財産戦略の基本方針の在り方

平成２０年度第６回 知的財産による競争力強化専門調査会（第１１回）

日時：平成２１年２月４日 １３：００－１５：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方について

○ 報告書（案）

平成２０年度第７回 知的財産による競争力強化専門調査会（第１２回）

日時：平成２１年３月３日 １０：００－１２：００

議題（抄）：政策レビュー及び第３期基本方針の在り方について

○ 報告書（案）